資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し一千万円とし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月二十六日

掲載頁　九十一頁（号外第二八一号）

平成三十年三月二十七日

鹿児島市新屋敷町三番三一号

株式会社西日本シロアリ

代表取締役　福永　浩司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千百五十三万三千六百十円、資本準備金の額を四十五億三千六百六十七万九千五十円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成三十年三月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成三十年三月二十七日

東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地一

御茶ノ水ファーストビル

株式会社エナリス

代表取締役　小林　昌宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九六〇二万一七五〇円、資本準備金の額を五二七万六一四〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月十五日

掲載頁　八十七頁（号外第二〇〇号）

平成三十年三月二十七日

東京都港区北青山一丁目三番二号クロー

バー青山ＯＮＥ

株式会社日本エンブレース

代表取締役　伊東　学

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千六百万円、資本準備金の額を二億六百万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月一日であり、株主総会の決議は平成三十年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.xeex.co.jp/

平成三十年三月二十七日

大阪市北区豊崎三丁目一九番三号

株式会社エクス

代表取締役　抱　厚志

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月十一日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成三十年四月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月二十七日

東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号

株式会社スガテック

代表取締役　三輪　隆

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月十一日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年四月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月二十七日

東京都中央区八丁堀二丁目二五番一〇号

三信株式会社

代表取締役　亀井　信重

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月十三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月二十七日

兵庫県川西市火打二丁目一二番四号

火打土地管理株式会社

代表取締役　白川　哲也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である姜大榮が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十七日

東京都港区芝三丁目四番一五号

ＳＭ　ＬＩＮＥ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ

日本における代表者　姜　大　榮

限定承認公告

本籍岐阜県多治見市赤坂町五丁目一番地一九〇、最後の住所岐阜県多治見市赤坂町五丁目一番地の一九〇　被相続人　亡　佐々木八寿子

右被相続人は平成三十年二月一日死亡し、その相続人は平成三十年三月十五日岐阜家庭裁判所多治見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

岐阜県多治見市赤坂町五―一―一九〇

相続財産管理人　佐々木正広

限定承認公告

本籍長崎県長崎市城山町一丁目五〇七番地、最後の住所長崎県西海市大瀬戸町雪浦下郷九六九番地五　被相続人　亡　柳本　三之

右被相続人は平成三十年一月十四日死亡し、その相続人は平成三十年三月十三日長崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

長崎県長崎市中園町二二番一五―五〇四号

相続財産管理人　村瀬　清美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百十三億七千九百九十万円減少し、二億七千十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はございません。

平成三十年三月二十七日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

アウル特定目的会社

取締役　出澤　貴人

訂正公告

平成三十年三月二十三日（号外第六十二号）掲載の優先資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「五千二百万円減少する」とあるは「三千百万円減少する」の誤りにつき訂正します。

平成三十年三月二十七日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ＧＤＰ２特定目的会社

取締役　泉部　充

訂正公告

平成三十年二月二十三日掲載の左記会社に係る吸収分割公告中、甲の住所「神戸市中央区港島中町六丁目八番一」とあるは「東京都港区北青山三丁目五番一〇号」の誤りにつき訂正します。

平成三十年三月二十七日

東京都港区北青山三丁目五番一〇号

（甲）株式会社ワールドストアパート

ナーズ　代表取締役　中田　雄一

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（乙）株式会社イノベーションリンク

代表取締役　大峯　伊索

取消公告

平成三十年二月八日（号外第二十七号）掲載の丙の決算公告（枠組）及び平成三十年二月二十七日掲載の甲、乙及び丙の合併公告及び新設分割公告は取り消します。

なお、丙は、甲及び乙の行う合併及び新設分割には、一切関与しておらず、錯誤により公告に掲載されていたことを、ここに証明いたします。

平成三十年三月二十七日

熊本県八代市岡町谷川九一五番地

（甲）株式会社亀万運送

代表取締役　富田　康方

熊本県八代市岡町谷川九一八番地

（乙）株式会社亀建設

代表取締役　富田　康方

熊本県熊本市西区小島一丁目三番三〇号

（丙）株式会社夢現

代表取締役　山本　周三

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十七日付第六六号一　二八ページ●同日付政府調達第五六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）